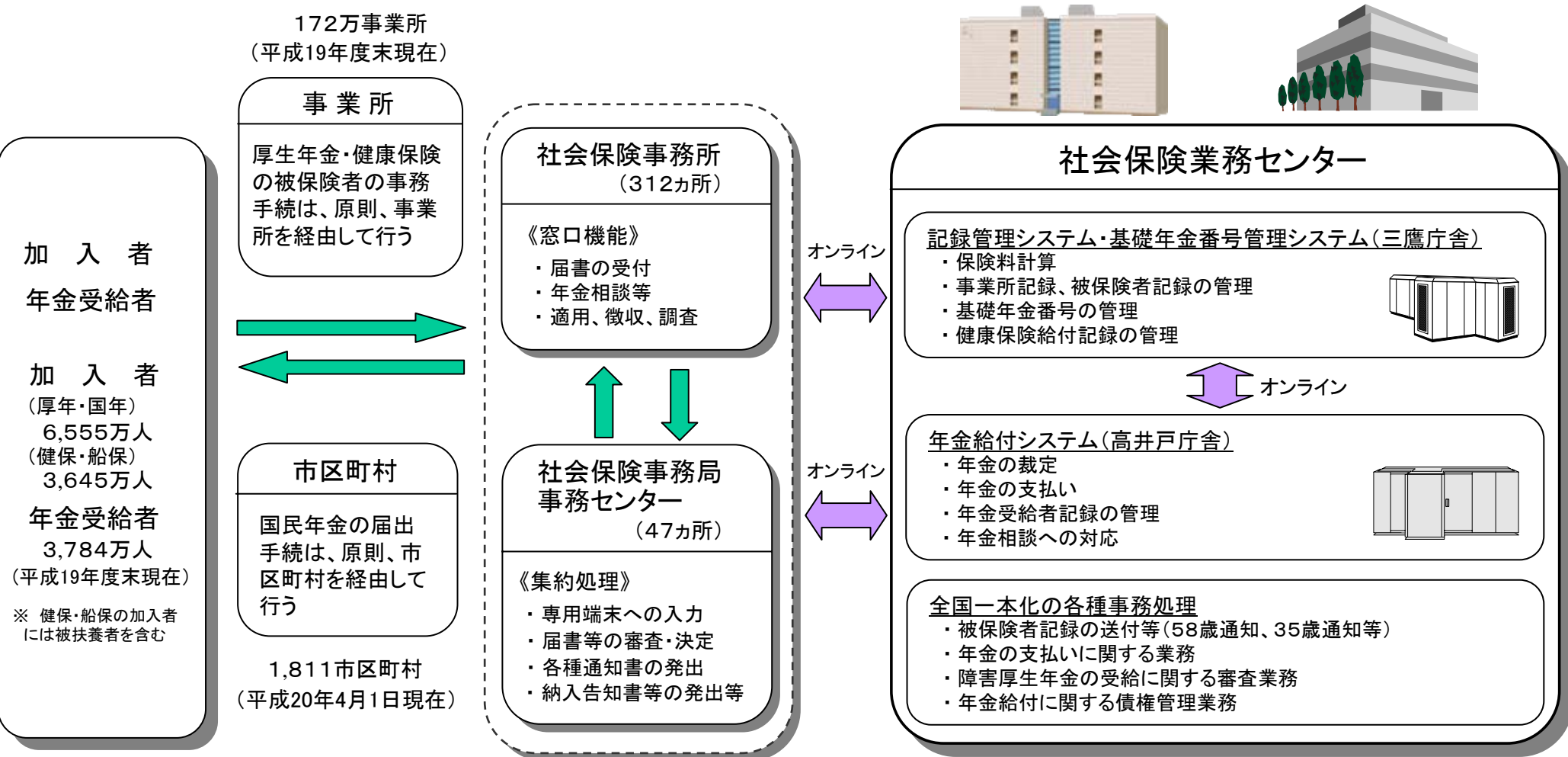


社会保険業務の実施体制の概要

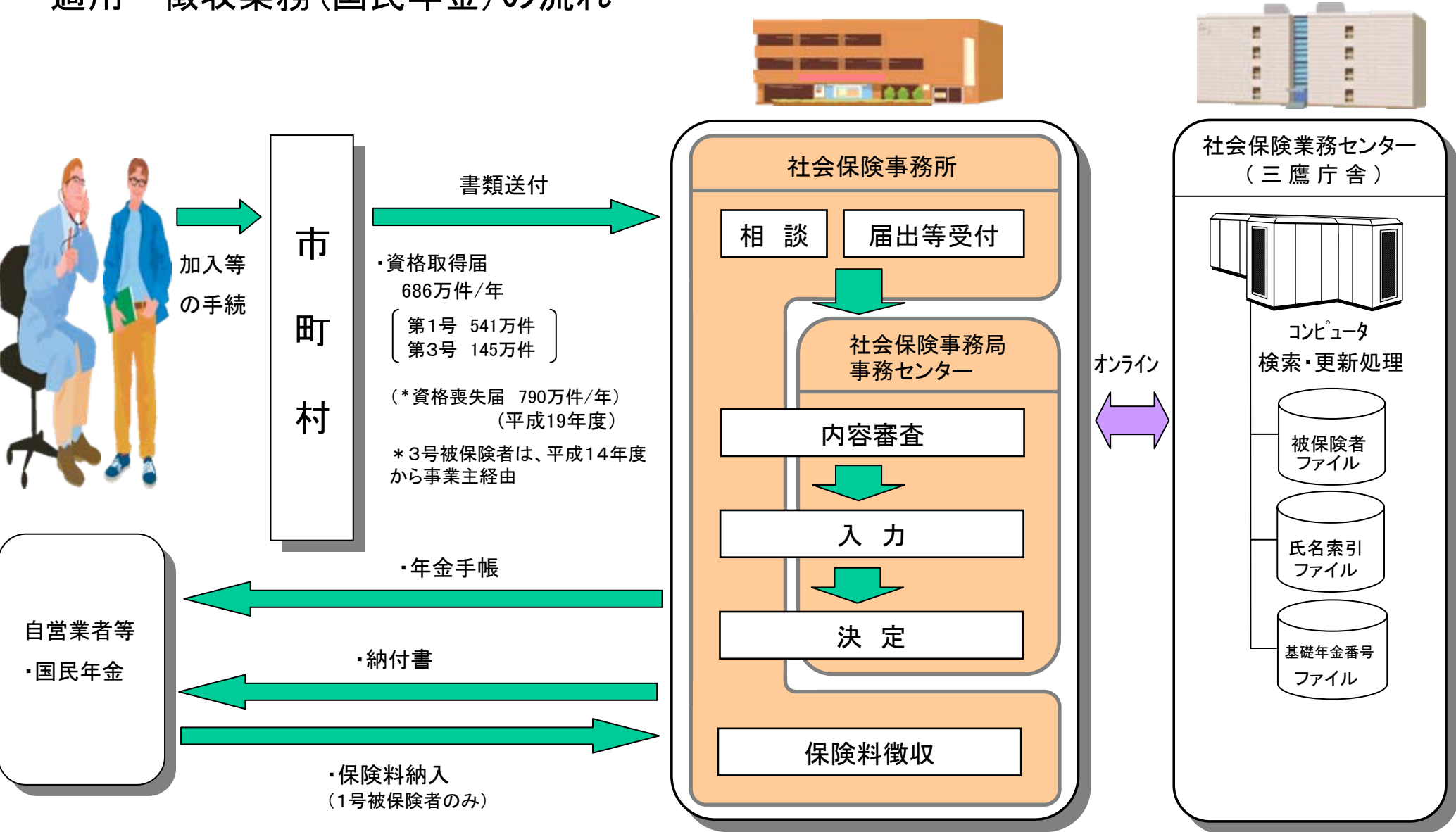
社会保険事務所及び社会保険事務局事務センターと社会保険業務センターは、オンラインシステムで結ばれ、それぞれの機能の特性(一件対応窓口処理・集約処理・大量集中処理)を活かして、事務処理を実施。



(注1) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであり、社会保険事務局によっては、審査業務等を社会保険事務所で行っている。

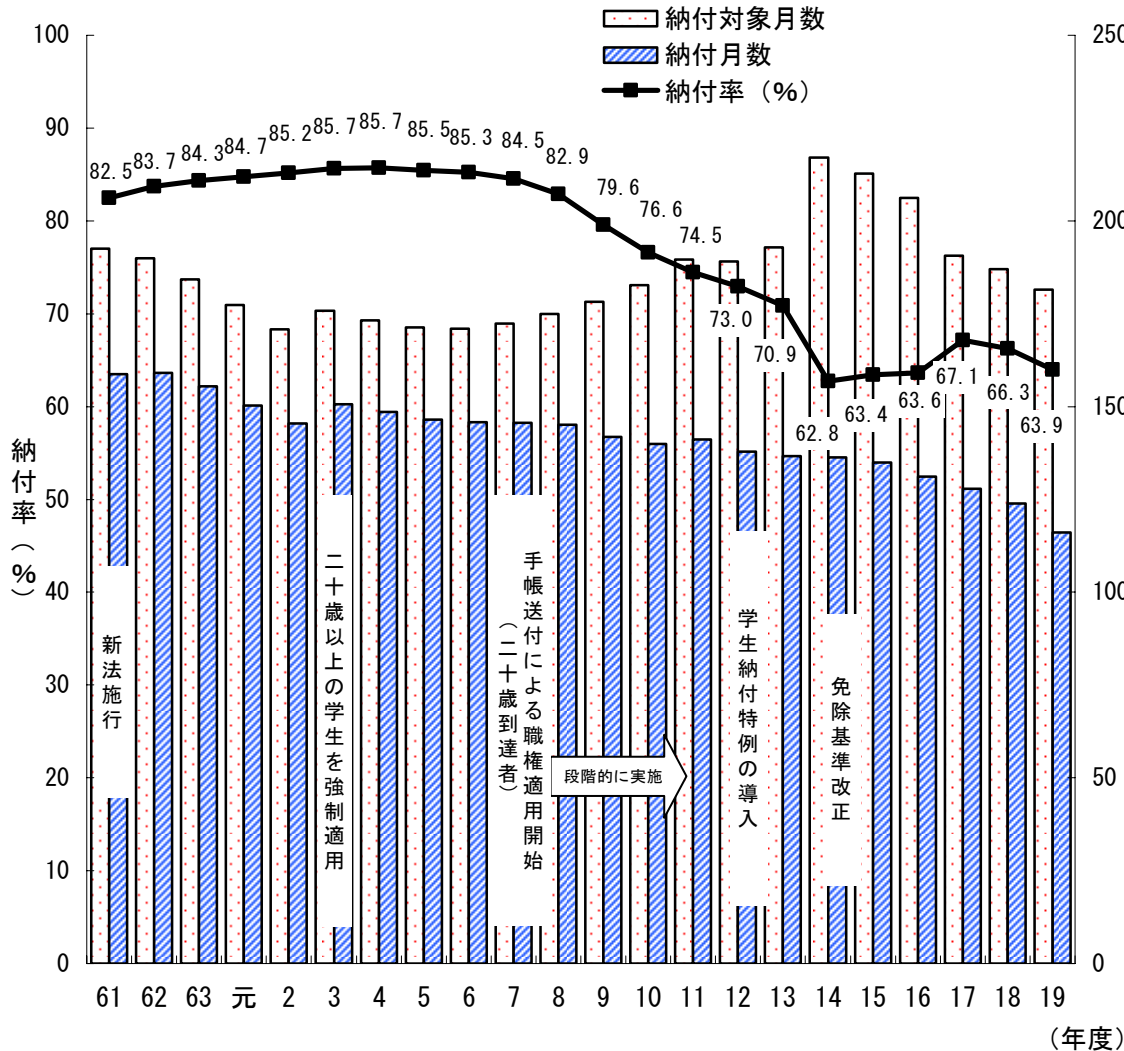
(注2) 社会保険業務の業務・システム最適化計画において、届書の入力、審査、決定等の業務について、都道府県を越えた集約を、順次実施することとしている。

適用・徴収業務(国民年金)の流れ



(注) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所でやっている。

国民年金保険料の納付状況



平成19年度の納付率は、63.9%

(対前年度比△2.3ポイント)

$$\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

平成17年度の最終納付率は、72.4% (平成19年度末時点)

(平成18年度末と比較して+1.8ポイント)

※最終納付率は、17年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 15年度分保険料 | 63.4% | 65.6% | 67.4% | | |
| 16年度分保険料 | | 63.6% | 66.3% | 68.2% | |
| 17年度分保険料 | | | 67.1% | 70.7% | 72.4% |
| 18年度分保険料 | | | | 66.3% | 69.0% |
| 19年度分保険料 | | | | | 63.9% |

※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付（目標納付率）

| | 16年度目標 | 17年度目標 | 18年度目標 | 19年度目標 |
|--|--------|--------|--------|--------|
| | 65.7% | 69.5% | 74.5% | 80.0% |

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率（80%）を設定。
16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。